

改善報告書

令和5年7月10日

1. 大学名：高松大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4－1

- 「高松大学大学院経営学研究科委員会規程」の第3条において、研究科委員会は学生の入学、課程の修了等について審議決定すると定められており、最終的な決定権が学長に担保されていないため改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4－1について

令和5年3月9日の研究科委員会において、高松大学大学院経営学研究科委員会規程の改正について審議を行い、研究科委員会の審議事項について最終的な決定権を学長に担保するため、構成員に学長を追加して議長とし、審議事項の最終的な決定権を委員会から学長に変更した。改正後の規程は、令和5年4月1日より施行している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4－1の資料

- 4-1-1 令和4年度 第10回 研究科委員会記録
- 4-1-2 高松大学大学院経営学研究科委員会規程の改正について
- 4-1-3 高松大学大学院経営学研究科委員会規程